

諮問番号：平成29年度諮問第39号

答申番号：平成29年度答申第41号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 神経因性膀胱の症状は以前より全く良くなっていない。
- (2) 高校生になって、拘束時間も長くなり、バスでの通学もあり、便失禁が気になり、運動も制限され、日常生活を送るのが難しい。
- (3) 泌尿器科、脳神経外科の通院に加え、便失禁に対応するため、新たに肛門科を受診し、通院中である。
- (4) 様々な薬、飲み方、浣腸、下剤を試すも、現在まで改善されず、皆と同じような生活は出来ない。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、囑託医師の審査、診断書及び診断書に関する主治医の照会結果に基づき、次の理由により、対象児童について、障害非該当として原処分を行っており、適正なものである。

ア 「自己導尿の常時施行」の必要性は認められるものの、認定基準に定める「人工肛門・新膀胱」の取扱いに基づいて2級として認定することは困難であること。

イ 「昼間は2～3時間ごとのC I C（注：清潔間欠導尿）」の必要性は認められるものの、これに関する主治医の回答を加味して考慮すると、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまではいえないこと。

ウ 診断書の一般状態区分は、「軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」とされ、認定基準に定める一般状態区分表に示した状態に該当しないこと。

エ 上記アからウまでから、認定要領に示す2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないこと。

- (2) 審査請求人の主張する事情のうち、症状が改善していないこと（前記1

(1))については、診断書及び診断書に関する主治医の回答に基づき、嘱託医師が審査した上で判定しており適正であり、便失禁の対応のため通院科が増えたこと(同(2)及び(3))については、障害の認定は特別児童扶養手当認定診断書によることとされているから、原処分の判定時には不知であり、薬の内服等の状況(同(4))については、これも考慮に入れて判定している。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、審査請求人の主張する事情(神経因性膀胱の症状は以前より全く良くなっていないこと、便失禁があることなど)については、手当の受給資格が認定されるためには、特別児童扶養手当認定診断書に記載された障害の状態が、嘱託医師の審査判定も得て、認定要領及び認定基準に定める基準に合致するものと判定される必要があるところ、原処分は、診断書及びこれに関する主治医への照会結果に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われたと認められることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月12日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係るその他の疾患による障害の程度は、認定基準によれば、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質及び進行状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、対象児童は「神経因性膀胱」とされ、排尿に関し自己導尿の常時施行が必要とされ、排便に関し高度の便秘があり、適宜浣腸等でコントロールが必要とされているものの、一般状態区分は、おおむね2級に相当する状態よりも軽度であるとされるにとどまり、これらの記載からは、日常生活における介助の状況について具体的内容を窺い知ることができない。

このため、処分庁は、同診断書を作成した主治医に対し、日常生活における家族の介助の状況について照会したところ、主治医は、定期的に必要とされている洗腸が本人のストレスにより中断されているものの、日常生活における身の回りのことは家族の介助を要することなく対象児童が賄っていると回答し、当該回答からは、対象児童はほぼ自立して日常生活を送ることができており、日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、その他の疾患に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美